



幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第82号

高齢者とそのまわりの方に気を付けてほしい

消費者トラブル 最新10選

国民生活センターは、全国の相談窓口に寄せられた相談やこれまでの公表資料などから、高齢者と高齢者を見守る方々に向けて、「今、特に気を付けてほしい消費者トラブル最新10選」をまとめ、公表しました。

- ①屋根や外壁、水回りなどの【住宅修理】
- ②保険金で住宅を修理できると勧説する【保険金申請サポート】
- ③「インターネットや電話、電力・ガスの契約切り替え」
- ④【スマホ】のトラブル
- ⑤健康食品や化粧品、医薬品などの【定期購入】
- ⑥パソコンの【サポート詐欺】
- ⑦【架空請求】、「偽メール・偽SMS】
- ⑧住宅時の突然の【訪問勧誘】、「電話勧誘】
- ⑨【不安をあおる、同情や好意につけてくる勧説】
- ⑩便利でも注意【インターネット通販】

困ったときは相談しよう

高齢者の相談の特徴としては、「健康」「孤独」「経済面」の不安につけこんだ訪問販売や電話での勧説トラブルのほか、インターネットやスマホの機能などを理解しないまま契約をすることがあります。高齢者には、身近な家族やまわりの方からでも相談することができます。身近な高齢者については、身近にいる家族が防ぐためには、身近にいる家族やまわりの方が日頃から本人の生活や言動、態度などの様子を見守り、変化にいち早く気付くことが重要です。

不審な電話や訪問を受けたときの対応、相談先については、高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、身近にいる家族が防ぐためには、身近にいる家族やまわりの方が日頃から本人の生活や言動、態度などの様子を見守り、変化にいち早く気付くことが重要です。

消費生活センターでは、悪質商法や特殊詐欺についての最新の手口や対処法をお話しする出前講座を実施しています。

今月の相談

SNSで知り合った人に「他のサイトでやりとりをしよう」と出会い系サイトに誘導されて登録した。そこでは相手と個人情報を交換するためにポイントやシステム利用料が必要ということで、高額な料金を請求されて支払ってしまった。

この相談は、出会い系サイトの「サクラ」が有料サイトに誘導した可能性がありました。

相談者には今回の経緯をまとめた書類を作成してもらい、明細書や相手とやりとりしたメッセージを証拠として添えてクレジット会社と決済代行会社に提出し、対応を依頼しました。その結果、サイト側は一部返金に応じました。

最近、SNSやマッチングアプリで知り合った人からダイレクトメッセージで勧説され、高額な契約をしてしまったというトラブルが全国的に増加しています。このケースは出会い系サイトの契約でしたが、他にも副業や投資、情報商材などを勧説されて契約してしまったというトラブルが後を絶ちません。中には恋愛感情を利用して契約するよう仕向ける手口も見られます。SNSで知り合った人は、どんなに話が合ったとしても、本当に信用できる人かは分かりませんし、実在しない可能性もあります。また、お金を支払ってしまうと連絡を取れなくなる可能性が高く、その場合は返金を求めることが非常に難しくなります。

SNSやマッチングアプリで知り合った人から商品やサービスの勧説を受けたら、慎重に対応します。判断がつかないときは消費生活センターに相談してください。

問 幕別町消費生活センター(☎ 55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

百貨店をかたる 偽通販サイトに だまされないで



©Kurosaki Gen

ネットで「免税店の閉店にあたり、高級腕時計が在庫処分として**格安**で売り出される」という広告を見つけ、**通販サイト**にアクセスした。100万円以上もする腕時計が約3万円になっており、大手**百貨店**なので**信用**して注文した。その後、商品は**代金引換**で届き、宅配業者に代金を支払い受け取った。しかし、腕時計は動かず**偽物**だと分かった。

(80歳代 男性)

ひとこと助言

偽サイトに注意!



- 百貨店が、高級ブランド品を80~90%オフなどの大幅な割引価格で販売することは通常なく、偽通販サイトの可能性があります。価格に惑わされず、怪しい通販サイトにはアクセスしないことが大切です。
- 百貨店のロゴマークや名称が表示されているからといって、本物だとは思い込みます、サイト内にある販売業者の名称、住所、電話番号などをよく確認しましょう。百貨店が注意喚起している場合もあります。
- 代金引換で支払って商品を受け取ると、後で偽物だと分かっても返金は困難です。支払い方法が代金引換のみの通販サイトには注意が必要です。注文後に偽通販サイトだと気付いたら、代金を支払う前に、キャンセルの連絡や受け取り拒否等をしましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。